

文化財保護行政の知事部局への移管について

平成 30 年 6 月 11 日
とっとり元気戦略課

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）に伴い、教育委員会が所管することとなっている文化保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようになったことから、平成 31 年度からの文化財保護行政の知事部局への移管に向けて検討を進める。

1 現状・課題

各地で守り伝えられてきた有形・無形の文化財は、社会情勢の急激な変化（過疎化、少子高齢化等）に伴い、消滅の危機に瀕している。こうした貴重な文化財を地域・観光振興の核と位置づけ、地域が主体となって総合的に継承を行うとともに、地域・観光振興の資源として整備・活用を図っていくことが求められている。

2 文化財保護行政に関する法改正

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）に伴い、教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従って首長部局でも所管できるようになった。

[根拠法令] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（職務権限の特例）

第 23 条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）。
- 二 文化に関する事務（次号に掲げるものを除く。）。
- 三 文化財の保護に関する事務。

3 知事部局移管により考えられる効果

文化財の多面的な価値を発掘・強化並びに文化財の戦略的な活用を通じて地域の活性化を図り、貴重な財産の次世代への確実な継承につなげる。

<メリット①>文化財の活用を観光や産業振興等と総合的・一体的に実施することによる新たな価値の創造

学術的価値を十分に踏まえた上で、観光や産業振興、文化芸術、景観・まちづくり行政を担う知事部局で総合的・一体的に実施することで、様々な分野と連動した柔軟な文化財の活用を図ることができ、新たな社会的・経済的価値の創出が期待できる。

- 例)・テーマ性、ストーリー性をもったルート設定（点としての文化財の指定から面としての活用へ）
- ・文化財を核としたまちづくりの推進
 - ・伝統工芸品などの振興による産業の活性化

<メリット②>機動的な事業遂行の実現

文化財に関する事務を知事部局が直接実施することで手続きの効率化が図られるなど、埋蔵文化財の発掘調査等の機動的な遂行が可能になる。

- 例)・道路建設に伴い貴重な遺構等が発見された場合、ルートや工法の変更、駐車場の整備など迅速に対応することが可能。
- ・文化財に関する多言語案内看板の設置などについて、スピード感をもって海外からのインバウンド客を含めた観光客への対応が可能。
 - ・文化財保護に係る指針等について、保護部局と開発部局が共同して、より実効性のある策定が可能。
 - ・建築技師等の知事部局に所属する専門職員との密な連携により、歴史的建造物や町並みなどの調査や保存活用を進めることができる。

4 スケジュール（予定）

～平成 31 年 1 月 保存と活用双方を理解して推し進める体制、学校教育との連携が取れる仕組み等の検討

平成 31 年 2 月 条例改正（鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等）

平成 31 年度 文化財保護行政の知事部局への移管

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改正する法律の概要

趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいく必要がある。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる

【第183条の2第1項】

- ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】 【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする

【第190条第2項】

- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができる

【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

【地教行法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日